

渋谷区職員措置請求書

渋谷区監査委員殿

令和2年12月22日

住所 東京都渋谷区初台

氏名 金子 快之

金子 快之

住所 東京都渋谷区幡ヶ谷

エスパシアエレ3F

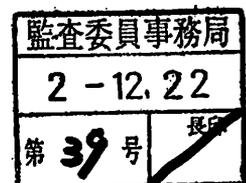
氏名 堀 切 稔 仁

渋谷区長（委員会若しくは委員又は職員）に関する措置請求書の要旨

第1 請求の要旨

1. 【「渋谷アドWIFI」について】

平成30年10月9日、渋谷区は、小中学校周辺での無料WIFI通信サービス提供を目的として、一般社団法人渋谷未来デザイン（以下、同社と称する）と月額10万円（税別）、年間120万円の予算で随意契約を締結した



(甲1)。

月額10万円の内訳は、1台単価4000円 x 25台である。

本契約に基づき、同社は小中学校全25校に「渋谷アドWIFI」と称するフリーWIFI（可搬型4G-WIFI通信端末）を設置した。

現契約は令和2年度の現請求時点まで更新・継続されている。

## 2. 【渋谷アドWIFIが電気通信事業法違反であること】

請求人は渋谷区への情報公開請求で取得した公文書で当該契約の存在を認知し、同社に電気通信事業法違反の疑いを抱いた。

そこで請求人は令和2年11月9日、総務省関東電気通信局に赴いて、担当者である■■■■上席企画管理官に照会したところ（甲2）、同社（一般社団法人渋谷未来デザイン）はWIFI通信サービスを業として営むために必要な、電気通信事業法で定められた届出手続きを履行しておらず、違法にWIFI通信事業を行っている事が判明した。

## 3. 【渋谷区長が電気通信事業法違反を認めたこと】

下記の事実をさらに確認するため、令和2年11月27日、請求人は渋谷区議会議員として渋谷区議会本会議にて長谷部区長に質問した。

- ・同社が電気通信事業法違反であること
- ・渋谷区が違法業者と契約していること

すると、当該契約を担当する豊岡教育長が、一般社団法人渋谷未来デザインが電気通信事業法違反であり、渋谷区が違法業者と契約している事実を認めた。

同時に、一般社団法人渋谷未来デザインは渋谷区が筆頭出資者として金銭的、人的にも強い影響力を行使する法人である点から、長谷部区長がすでに担当部局を通じて一般社団法人渋谷未来デザインに是正措置を指示した旨も答弁した（甲3）。

#### 4. 【特命随意契約の違法性について】

そもそも数あるWIFI通信サービス業者の中で、実績がないどころか、無届けの違法業者である一般社団法人渋谷未来デザインをわざわざ特命で選択し、さらに入札あるいは相見積もりに附して料金を比較することすらなく、先方業者の言いなりの料金で漫然と随意契約を結び、さらに契約を延長更新している事自体の経緯が異常である。

これは、公金の支出に関して厳格な公共性と透明性が求められる地方自治体の契約としては許されない不正行為である。

#### 5. 【契約金額の比較劣位について】

WIFI通信事業者は国内に多数存在し、消費者に対して価格、品質面で厳しく競争している。

一例を上げれば、大手価格競争サイト「価格 COM」には調査時点で 20 社以上が広告を掲出しており、もっとも安い業者は月額 699 円(税込み)、もっとも高い業者でも 3511 円(税込み)という格安料金を提示している(甲 4)。

一方で本契約における 1 台あたり単価は税込み月額 4400 円であるから、最低価格の業者の約 2 倍以上であるばかりか、最高値の業者よりも高いことがわかる。

さらに本契約は合計 25 台の複数契約であるから、まとめて契約することで、団体契約としてもっと安くなる可能性もある。

#### 6. 【品質面での劣位性について】

上記で比較対象に上げた 16 社は特段の利用制限がない通常の可搬型 WIFI-4G 高速通信サービスである一方で、一般社団法人渋谷未来デザインの「アド WIFI」は利用者のインターネット画面に毎回広告が表示される。

画面に広告が表示されることで WIFI 利用者にとっては利便性・視認性が極めて低く、通信品質が他社に大幅に劣る点も考慮すれば、一般社団法人渋谷未来デザインのアド WIFI 通信サービスはそもそも通常の WIFI-4G 高速通信サービス業者とは比較対象になりえないことが明白である。

#### 7. 【地方自治法上の違法性について】

地方自治法上では、効果的に公益を図る目的から、その契約方法として、「一般競争入札」「指名競争入札」「随意契約」「せり売り」の4つの方法に限定し、さらに、地方公共団体の規則等でその手続きを定め、契約の公正性、経済性、適正履行の確保を図っているところである。

地方自治体において、契約にあたっては競争入札を原則とすべきであり、本件においても複数の事業者から見積もりを徴し、より有利な契約を締結できる可能性を検討すべきであった。

しかし、渋谷区は価格、品質面の検討を行うことなく、特定の業者を選んで契約したのであり、これは地方自治法第 234 条違反である。

#### 8. 【渋谷区の主張について】

請求人が情報公開請求にて取得した平成30年10月9日付起案書「小中学校における渋谷アド Wi-Fi サービスの提供に関する契約について」(甲5)によれば、渋谷区が一般社団法人渋谷未来デザインを特命で選り契約した理由として、

(1) Wi-Fi 接続時に広告情報が表示されることによって、渋谷未来デザインの広告収益が見込まれることから、本来月額5,800円を4,000円に抑えることができるため。

(2) 災害時には渋谷区災害ポータルサイトに優先的に接続されるので、

災害時の情報提供手段として利用可能なため。

と説明している。

9. 【渋谷区の主張の合理性について（1）：料金割引】

これら理由（1）（2）について合理性があるかを検討する。

まず（1）について、月額5800円が4000円に割引されることを選定理由に上げているが、フリーWIFIはその名の通り、本来は無料で提供されるべき通信サービスである。

なぜならば、アドWIFIサービスは無料でWIFIを提供し、利用者に広告を閲覧させることで広告料を得て収益を上げるビジネスモデルだからである。

実際に同社は同じアドWIFIサービスを渋谷区役所本庁舎1階、2階、15階ほか渋谷区内随所に無料で設置している。

請求人が渋谷区庁舎管理課長に尋ねたところ、本庁舎に設置されているアドWIFIサービスは一般社団法人渋谷未来デザインからの営業要請に基づき、同社に行政財産使用許可を与えた上で設置を許可しているもので、当然のことながら渋谷区としては利用料を払っていない。

つまり、同社は渋谷区役所本庁舎内では無料でアドWIFIサービスを提供している。

本来であれば本契約においても無料で提供されるべきものであって、同じ

会社が本庁舎に設置する WIFI が無料なのに、小中学校に設置する WIFI が有料というのも常識では理解しがたい商取引である。

渋谷区は、アド WIFI サービスの本来の価格が月額 5 8 0 0 円だと主張するが、これに対して一般社団法人渋谷未来デザインの「4 0 0 0 円に割引しました」との営業トークをうのみにして、無料のサービスに一台あたり月 4 0 0 0 円 X 2 5 台、月額 1 0 万円も支払っているとは情報弱者の極み、言い換えればまさに愚の骨頂で、これ自体が考えられないほど法外な契約である。

随意契約の例外条件として法が定めた「時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき」（地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 7 号）に当たらないどころか、時価に比して著しく不利な価格で契約を締結していると指摘せざるを得ないのは納税者として極めて遺憾に思うところである。

#### 1 0. 【渋谷区の主張の合理性について（2）：災害時対応】

次に（2）について検討する。

「渋谷区災害ポータルサイト」は、渋谷区が公益目的で制作提供するサイトであり、当然ながら情報料無料でだれでも自由に閲覧できるページであり、一般社団法人渋谷未来デザインがなにか制作に関与しているわけではない。

当該ポータルサイトをフリー-WIFI にて広告画面の次に閲覧させること自

体はあくまでWIFIトップページの設定に過ぎず、表示されるコンテンツ自体に特段の有価性はなく、通信事業者として同社の品質面での優位性を示すものでもない。

そもそもWIFI事業者124団体で構成する無線LANビジネス推進連絡会(WiBiz)は、災害時において無料でだれでも公衆無線LANを使える環境「00000JAPAN」を全国に構築している。

実際に東日本大震災では同日に3000アクセスポイントを無料開放したほか、これまで数々の災害時の実績があり、もし仮に渋谷区が災害対応を考えるのであれば、これらの実績があるWiBiz加盟事業者を選定すべきであったと言える。

しかし、一般社団法人渋谷未来デザインは当然のことながら、WiBiz加盟事業者にはなっていない。

11. 上記の事実を考えれば、一般社団法人渋谷未来デザインは通信事業者として品質／価格面の優位性が欠如するばかりか、電気通信事業法の知識すらなきまま違法で営業している不当な事業者であることがわかる。

かかる違法業者をあえて特命で選定し随意契約を締結したのは、長谷部区長が区民に損害を与える行為にほかならず、税金の無駄遣いとして請求人は厳しく指弾するものである。

12. よって、請求人は監査委員に対して、

① 本件契約、②同契約に関する支出命令、③同契約に関する支出につき、  
渋谷区長、渋谷区副区長、教育長、会計管理者その他上記①ないし③に関係  
する一切の渋谷区職員に対し、上記各代金額の返還をさせる、同通信契約を  
解除させる、同契約を前提とした行為の一切を差し止める、上記①ないし③  
の関係者に対する損害賠償請求及び不当利得返還請求をさせるなど、地方自  
治法242条1項所定の「防止」「是正」「改め」または渋谷区の被った損害  
を填補するために必要な措置を講じるよう勧告することを求める。

請求人は、地方自治法242条1項により下記の実証証明書を添え必要な  
措置等を請求する。

また、請求人は、監査委員に対し、本件売買契約を前提とした一切の行為  
を停止すべきことを勧告（地方自治法242条3項）することを求める。

以上

## 事実証明書

- 1 甲第1号証 渋谷アド Wi-Fi サービスの提供に関する契約書
- 2 甲第2号証 総務省関東電気通信局 山本 哲也氏の名刺
- 3 甲第3号証 渋谷区議会本会議議事録（令和2年11月27日）
- 4 甲第4号証 価格競争サイト「価格COM」のプリントアウト
- 5 甲第5号証 平成30年10月9日付起案書「小中学校における渋谷アド  
Wi-Fi サービスの提供に関する契約について」

別記様式（第31条関係）回覧用紙その1（表）

特別取扱	文書分類	所属		事案		添付	
	文書記号	年 月 日 渋谷		収・発 第 号			
	文書番号	年 月 日		第 号			
	保存年限	第 種		年 まで			
宛先		発信者			起 案	30年10月 9日	
					決 裁	30年10月 9日	
					公 印	30年10月 9日	
					施 行	30年 月 9日	
決裁権者	甲	乙	丙	文書審査	庶務課長	庶務係長	文書主任
	教育長						
(印)							
起案者				文書取扱主	所属氏名		
					教育振興部 庶務課庶務係		
					前沢 慶介	内 線 (2818)	
件 名							
小中学校における渋谷アドWi-Fiサービスの提供に関する契約について							
上記について裏面紙のとおり締結							
してよろしいか、伺います。							
教育振興部長		庶務課長		庶務係長			
(印)		(印)		(印)			
総務部長		契約課長		契約係長			
(印)		(印)		(印)			
PTA (H25) 同様に訂							

別記様式（第31条関係）回議用紙その1（裏）

標記の件について、全小中学校（小学校18校、中学校7校）にWi-Fi機器を設置するために、「渋谷アドWi-Fiサービスの提供に関する契約」を一般社団法人渋谷未来デザインと各課契約により締結する。

記

1 契約内容

(1) Wi-Fi設置校

小学校：全18校 中学校：全7校

※渋谷本町学園は小学校として扱う。

(2) 設置個数 各校1個

(3) 月額料金 4,000円/1校（税抜）

(4) 契約期間 平成30年11月1日～平成31年3月31日

2 契約金額

(1) 小学校 388,800円

月額4,000円×18校×5ヶ月（11月～3月）×1.08（消費税）

(2) 中学校 151,200円

月額4,000円×7校×5ヶ月（11月～3月）×1.08（消費税）

3 一般社団法人渋谷未来デザインと本契約を締結する理由

(1) Wi-Fi接続時に広告情報が表示されることによって、渋谷未来デザインの広告収益が見込まれることから、本来月額5,800円を4,000円に抑えることができるため。

(2) 災害時には渋谷区災害ポータルサイトに優先的に接続されるので、災害時の情報提供手段として利用可能なため。

4 契約書（案）

(1) 小学校 別紙1のとおり

(2) 中学校 別紙2のとおり

(1)、(2)を各2通作成し、渋谷区及び一般社団法人渋谷未来デザインで各1通保管する。

10

20

30

# 甲2号証



総務省 関東総合通信局  
情報通信部 電気通信事業課

上席企画監理官



〒102-8795 東京都千代田区九段南1丁目2番1号  
九段第3合同庁舎23階

TEL : 03 - 6238 -   
FAX : 03 - 6238 -   
E-mail : tetsuya-yamamoto@scmu.go.jp

ことに關しては、どこがスクランブルスタジオ渋谷についてお金を  
出しているんでしょうか。

この二点についてお答えください。

○議長 下嶋倫朗 長谷部区長。

○区長 長谷部 健 堀切議員の再々質問にお答えします。

スクランブルスタジオムについては、先ほども申し上げたとおり、  
まだ夢を語っている段階で、区のほうでは特に所管も決まっていな  
いわけです。計画も止まっているわけです。なのでこれ以上何か  
報告することはないわけですし、そこで僕が外でしゃべっている、  
いろんな発言を御覧になっていると思うんですが、そこまです。

ですので、それ以上のものは本当に何もありません。お金を払っ  
ているという話ですけれども、そういうたお金を払っているという  
ことはないはずなんですけれども、人件費をもってそれを言ってい  
るのかな。ちよつとよく理解ができません。

○議長 下嶋倫朗 堀切議員。四回目です。

○十七番 堀切総仁 区長から今御説明ありましたけれども、人件  
費なんですか、これ。これに關して、ちゃんと委員会で今後説明を  
してください、総務委員会。二千五百万円のお金払って、何も  
していないなんて話にならないと思うんですよ。しかも先ほど申  
しましたが、渋谷区の職員はこのために、事業を支援するために、  
事務仕事ずつとしていっているわけです。ぜひともそれは求めたいと思  
いますし、あとは命と航空の問題はぜひともやってください。よろし

くお願いいたします。

○議長 下嶋倫朗 八番金子議員。

○八番 金子快之 私からは、区長、教育長に大きく三点お尋ねい  
たします。

まず初めに、渋谷未来デザインとの不適切な随意契約について伺  
います。

長谷部区長の政策の一つ、官民連携事業として立ち上げた渋谷未  
来デザイン、FDS、ここに区は七千万円を出資した上に、毎年億  
単位の業務を発注しておりますが、そのほとんど全てが非公募の隨  
意契約となっております。

我が会派で、契約の一つ一つを調べましたところ、不適切な事例  
が多数発見されました。本来であれば全てお尋ねしたいところだ  
けれども、今日は時間の都合により二つだけ質問させていただきます。

まず不適切な事例その一、小中学校に配備した渋谷アドWi-Fi  
iについてであります。これは、広告を見れば無料でWi-Fiが  
使えるサービスです。区内の小中学校に配備され、FDSとは年間  
百二十万円で契約をしています。

ところが、私、学校の幾つかに話を聞いてみますと、使ったこと  
がない、知らないという声を聞きました。なぜならば学校には、G  
IGAスクール構想で教育系ネットワークが既に配備されています。  
その上、広告つきのアドWi-Fiなど本当に必要なかと疑問が

瀬くところであります。

そこで、渋谷アドWi・Fi、どれだけ利用されていますか。利用状況、登録件数、また費用対効果の認識をお伺いいたします。

そしてアドWi・Fiは、広告料で維持費を賄うビジネスモデルであり、通常フリーWi・Fiと言われておりますけれども、なぜFDSに有料でお金を払う必要があるのでしょうか。

仮に有料だとしても、Wi・Fi業者はほかにたくさんあるのに、なぜFDSに特命随契なのか。競争入札をすれば、経費節減できるのではありませんか。

さらに契約先はFDSなのに、学校に置いてある通信機材を見ますと、NTTドコモと書いてあります。ドコモとFDSはどういう関係なんでしょうか。仮にドコモへの再委託だとすると、再委託を承認しておられるのですか。その場合、幾らで再委託しているのでしょうか。

そして、よく聞くと、もう一つ大きな疑問が湧いてまいりました。それは、Wi・Fiサービスを営むためには、電気通信事業法に基づく手続が必要だということであり、私は、堀切議員と一緒に総務省に行つて話を聞いてまいりました。総務省の責任者によりますと、渋谷未来デザインという会社からは届けが出ていないということでした。違法の可能性があるという回答もございました。

FDSが電気通信事業法上の無届けで営業していることを区は御存じでしょうか。もし無届けが事実だとすれば、違法業者と何年も

随意契約を特命で続けてきたということになりますけれども、これは大きな問題であり、最初からFDSありきの着発ではないかと指摘せざるを得ません。違法業者に対しては、入札指名停止、契約解除処分など、厳しい制裁を行うべきではないでしょうか。

そして、渋谷未来デザインは、区が筆頭出資者として関与する会社です。区として、監督責任をどう受け止めておられますか。これは区長にお答えいただきたいと思えます。

そして続いて、不適切な事例の二つ目は、渋谷オンライン・スタディについてであります。

四月に発表され、五月にオンラインで放送開始されました。コ罗纳橋で児童・生徒が通学できない時期に画期的な企画であり、私もAbemaTVで拝見しましたけれども、短期間ですばらしい作品を仕上げてくれたと思えます。制作に当たられた先生方、またスタッフの皆さんの尽力に敬意を表するとともに、まず、その制作された番組が、どれくらいの子供が視聴してくれたのか、その作品ごとの視聴人数、先生方、生徒たちの評価も併せて教えてください。

その上で、この業務はFDSに千五百三十二万円で特命随契で発注いたしました。しかし、FDSにはテレビ番組を制作する能力はありませんので、そのままFDSはディレクションズという制作プロダクションに再委託を行いました。ディレクションズさんは、NHKの教育番組を多数手がけている会社で、すばらしい作品をつくってくれたのは、FDSではなく、ディレクションズさんでありま

す。これなら、FDSではなく、ディレクションズさんと直接委託したほうがよかつたのではないのでしょうか。

ところが実態としては、FDSは手数料を抜いてそのままディレクションズに再委託を行いました。いわゆる丸投げであります。その上、FDSは、区から再委託の事前承認を受けていないということが、我が会派の調査で分かりました。随意契約を丸投げすること自体は違法ではありませんけれども、その場合には、事前に業者から承認を求め、契約課で審査するのが渋谷区のルールになっているはずであります。

再契約の業務分担、再委託の金額も不明のまま、手数料を抜くだけの丸投げは、G・O・T・キャンペーン、あるいは定額給付金などでも、国で問題となっている事件と同じ官民癒着の構図であります。これでは、FDSは官民連携でなく、官民癒着の組織と言われても仕方がないと思います。

そもそも我が会派が入手した起案文書には、ディレクションズへの再委託については一切書いてありませんけれども、区は、再委託を承知していたのでしょうか。そしてFDSは幾らでディレクションズに再委託をしたのか。また、契約の相手方がFDSですけれども、実際に制作していたスタッフはディレクションズなわけですから、再委託には区の暗黙の了解があったものと思われませんが、再委託の承認について正式な決裁手続を怠ったのは一体なぜなのか。その手続の瑕疵あるいは責任をどう受け止めるか、お尋ねをいたしま

す。

続いて、平成十八年八月二十五日付財計第二〇一七号財務大臣通知、公共調達適正化に関する認識についてお伺いいたします。

この通知が出された当時は、官製談合が社会問題化した時代でありました。当時の財務大臣は谷垣禎一さんです。この通知には、一括再委託の禁止、再委託の書面による事前承認及び審査、再委託が必要な場合の合理的な理由の検討、契約情報の公表、随意契約の一級競争への移行など、契約に携わる公務員が持つべき最低限の心構えが徹底されています。

その背景には、相次ぐ不祥事で国民から官に向けられた厳しい視線があつたわけですけれども、今、渋谷区で問題となっている一括再委託や不正な随意契約、契約情報の隠蔽など、渋谷区職員にとつて耳が痛い話ではないでしょうか。あるいは、渋谷区職員はひよつとして、この通知を知らないのではないかと思わざるを得ないわけです。

ここでお尋ねしますが、長谷部区長は、この財務大臣通知、お睨みになったことはおありでしょうか。当該通知に照らして、渋谷区の不適切な随意契約について、どのような見解をお持ちですか。

区で契約に携わる職員は、この通知をもう一度読み直すべきではないかと思いますが、また、国の通知に従い、随契が適正に行われているか、全庁的な検査、また当区でも一括再委託の禁止をすべきでないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、大麻所持容疑による渋谷区職員の逮捕についてお伺いいたします。

十月二十二日、渋谷区職員が大麻所持の疑いで逮捕されました。

警察は逮捕された職員の氏名を公表しておりますが、区はホームページに「詳しい事実関係については、現在確認中です」、掲載したまま、逮捕から一月以上たつ今も更新がありません。これでは、全く実態が分からないわけです。

まず申し上げたいのは、公務員の薬物汚染はあってはならないことであり、また公務員の不祥事は隠蔽すべきでないということです。職員の逮捕は区長の責任ではありませんが、事実の説明は、区長の責任だと思えます。区民の不安を解消するために、まずは現時点で判明している事実関係を説明お願いいたします。

その上で、報道によりますと、被疑者、いわゆる職員は、自動車運転を担当する総務課主任と伝えられております。大麻は麻薬、幻覚などの症状があり、仮に大麻を使用した状態で公用車のハンドルを握っていたとすれば、重大な事故につながった可能性もあります。職場で事前チェックできなかったのでしょうか。

また、大麻所持は懲役刑があります。当該職員は容疑が固まり次第、裁判を待つまでなく懲戒解雇とし、裁判中の給与、退職金を支払うべきでないと思えますが、どのように取り扱うお考えでしょうか。

近年は、都内で、国の職員が覚醒剤で逮捕されるなど、公務員の

薬物汚染が顕在化しております。職員の逮捕について、区としてどのように管理監督責任をお考えであるか。また、信頼回復のために、区としてどのような対応を講ずる考えかお尋ねいたします。

以上、区長、教育長の答弁、よろしくお願いいたします。

○議長 下嶋倫朗 長谷部区長。

○区長 長谷部 健 れいわ渋谷、金子快之議員の一般質問に順次お答えします。

まず初めに、小中学校に配備した渋谷アドウィ・フィに関する区の監督責任についてのお尋ねです。

本件については、一般社団法人渋谷未来デザインに対し、適切な対応<sup>2</sup>するよう指示をしました。

次に、公共調達の適正化についての認識等についてのお尋ねですが、一括して答弁します。

この調達については、国の各省庁と公益法人の契約に、必ずしも適切ではない事例があるのであるのかとの指摘を受けて、国が取組を進めた結果、各省庁に対して発したものです。契約に携わる職員は、このことを踏まえた上で業務に当たっております。

随意契約については、法にのっとって行っておりますので、現時点で、全庁的な検査の考えはありません。

また、契約手続については、一括再委託は行っておりません。

次に、大麻所持容疑による区職員の逮捕についてのお尋ねです。一括してお答えいたします。

本年十月二十二日の朝、区職員が逮捕所持の容疑で警察に逮捕されました。当該職員については、勤務時間中には問題行動はなかったと報告を受けています。現在、警察の取調べが続いておりますが、区としても事実確認を行った上で、非違行為に対して厳正に対処する方針です。

公務員は、法令、服務規程を遵守し、全体の奉仕者として、区民の信託に応えていかなければなりません。

改めて申し上げるものでもありませんが、全職員に対して、常に高い倫理観を持ち、区民の信頼を裏切ることなく、公務の内外において、公務員として自覚ある行動を行うよう、綱紀粛正について、逮捕の翌日に通達しました。

以上、私からの答弁といたします。

○副議長 岡田麻理 豊岡教育長。

○教育長 豊岡弘敏 私には、渋谷未来デザインとの契約について、大きく二点のお尋ねがありました。

まず、小中学校に配備している渋谷アドWi-Fiについてのお尋ねですが、一括して答弁をいたします。

区内小中学校への渋谷アドWi-Fiの配備は、PTA活動等、学校内の会議室を利用する地域の方々の利便性を高めるため、設置しているものです。現在は、コロナ禍での活動の制限等もあるため、利用は限定的であるものの、広報活動や会議資料の共有など、PTA役員、保護者の皆様、活用されています。

一般社団法人渋谷未来デザインとの契約については、当該法人が広告収入を確保することで、通信事業者と直接契約するよりも安価であることから契約しているものですが、各学校の利用状況を踏まえながら、費用対効果の最適化を図ってまいります。

電気通信事業法に基づく届出については、関係所管との連携により、当該法人において手続が完了していることを確認しています。

次に、渋谷オンライン・スタディについてのお尋ねですが、一括してお答えをします。

区立学校の臨時休校期間中の対応として、五月二日より配信を始めた学習動画「渋谷オンライン・スタディ」は、これまでの間、総閲覧数は約六万五千回、一動画当たり平均四百六十八回の閲覧があり、最高は、国語のうち一動画が六千五百八十六回、最低は算数のうち一動画十三回でした。保護者や学校からは、他自治体がコロナ禍での対応に苦慮している中で、子どもたちの学びを止めない積極的な姿勢を評価いただいたところです。

動画作成に当たっては、総合的な制作進行管理、及び撮影・編集作業を一般社団法人渋谷未来デザインに委託契約しております。

これは、当該法人のこれまでの動画制作に関わった実績から、限られた期間内に迅速かつ訴求力のある動画制作が期待できること、また、教育委員会内部では、新型コロナウイルス感染症による学校現場等の対応に追われ、撮影・編集に必要な調整を迅速に行うことが困難な状況であったことによるものです。

一般社団法人渋谷未来デザインにおいては、技術的な撮影及び編集作業の部分について、映像コンテンツ制作事業者に再委託をしておりますが、再委託に当たり、書面ではないものの事務局内部において、再委託先や実績等を把握した上で承諾しております。

再委託の承諾に際して、書面での手続を行わなかったことは、改善すべき点と認識しており、今後、適切な事務の執行に努めてまいります。

なお、一般社団法人渋谷未来デザインからの再委託金額に関しては、一千三百三万五千円となっております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

○副議長 岡田麻理 金子快之議員。

○八番 金子快之 私から、区長、教育長に再質問をさせていただきます。

まず、W i・F iですね。アドW i・F iのF D Sに対する所管である区長からの答弁につきまして、F D Sに適切に指示したという答弁がありました。適切に指示したというのは、ちよつと分かりづらいいんですけれども、具体的にどのような指示をしたのか、いつ、その中身について、区長、もう少し分かりやすく御答弁、御説明いただけないでしょうか。

また、一括再委託を行っていないと答弁もありました。ひよつとして、一括再委託の定義が、私の思っている一括再委託丸投げと違うんじゃないかと思えます。

そこで、国の一括再委託の定義って、ここを私は皆さんにお話ししたいと思うんですけれども、国の定める一括再委託の定義というのは、仕撤書の主要の部分あるいはおおむね契約金額の二分の一以上に相当する業務を第三者に委任、あるいは請け負わせることを言うのと、こう定義されております。この定義に従って、一括再委託は本当に行っていないんですか。そんなことないと思うんですけれども、答弁をお願いいたします。

それから教育長に、まずW i・F iにつきまして、手続が完了したという答弁がありました。これもちよつと分かりづらいですね。何の手続が完了したのでしょうか。私が質問でお尋ねしたのは、電気通信事業法に違反して無届けの業者と長年特命随意契約を行っていた、このことについて、まずそれが事実か否か。もしそれが事実だとすれば、そのことについてどう対応するのかということだと思っておりますけれども、手続が完了したということじゃないと思うんですね。

もしこれが、今、手続が完了して是正されたのであれば、それまた違法だったことを認めるんですか。もし違法であったとしたら、それが問題じゃないかという質問なので、その趣旨に従って、答弁をお願いいたします。

それから、オンライン・スタディにつきまして、再委託の書面に基づく再委託の承認がなかったという驚きの答弁がありました。再委託するときは、きちんと区内で契約所管課に書類を回して、再委

託していかどうかというのをきちんと手続取らなきゃいけない  
ールになつてゐるわけでしょう。

書面がない。書面がないにもかかわらず、再委託、承認したとお  
つしやいましたね。どうやって証明できますか。決裁に判こもない  
んですか。今、オンライン決済だったら、その証拠、日付、残つて  
いますでしょう。いつ再委託の承認したのか。書面はないのに承認  
したつて、おかしいと思うので、きちんと時系列で答えてほしいな  
と思うんですけれども、いかがでしょうか。

もう一つ、オンラインにつきまして、千三百三万円でFDSから  
ディレクションズさんに再委託したという答弁がありましたね。こ  
れ、FDSに払ったお金が約千五百万、千五百万払つてFDSはそ  
こからディレクションズさんに千三百万で再委託したということは、  
二百万抜いたわけでしょう。ほとんど九割、九割以上の業務をディ  
レクションズさんに再委託したということは、ほとんどこれ、丸投  
げじゃないですか。これがおかしいということを言っているんです。  
そこについても、最初に質問させていただいたことについて、きち  
んと答弁お願いしたいと思しますので、よろしく願ひします。

○副議長 岡田麻理 長谷部区長。

○区長 長谷部 健 金子議員の再質問に順次お答えします。

まず、アドW・Fの件について、渋谷未来デザインに適切な  
対応をするようにというふうに指示をしたということです。もうそ  
れ以上のことでない、適切な対応してくださいということを指示し

ました。あともう一つ、一括再委託についてですけれども、これは  
行っていません。

以上、私からの答弁といたします。

○副議長 岡田麻理 豊岡教育長。

○教育長 豊岡弘敏 再質問にお答えをいたします。

まず、W・Fの関係で、電気通信事業法に基づく届出をして  
いない。議員のおっしゃる「長年に」ということがありましたが、  
この認識については認識をしておらず、そのため関係所管課と連携  
して、速やかに当該法人に手続を進めるよう指示をいたしました。  
そして、手続が完了したと確認をしたということで、答弁をさせて  
いただきました。

それから、再質の二点目で、オンライン・スタディ動画の再委託  
の時系列的な、またその考え方ということの質問であつたかと思ひ  
ますが、契約上、議員おっしゃるように、契約書上、事前の承諾を  
得るとなつてゐることから、口頭での確認は行つていたものの書面  
での手続は行わなかつた点については、事務手続上、改善すべき点  
と認識をしております。今後適切な事務の執行に努めていきたいと  
思ひます。

また、時系列的には、契約締結は四月二十三日に際して、事前四  
月二十二日に再委託先やその範囲、予定金額等を事務局内部で確認  
しています。そしてこのことは、書面による承諾を得ることについ  
て、その組織的な認識は失念しており、速やかにこの点については

改善をしてまいります。

三点目ですが、約一千五百万円の予算の中で、一千三百万円がディレクションズに、二千万円はFDSに……。

○副議長 岡田麻理 二百万円。

○教育長 豊岡弘敏 二百万円ですね、FDSにという、その内訳のお尋ねだったかと思うんですが、FDSには、総合的な制作進行、撮影から納品までの技術スタッフ、映像、音声編集担当スタッフの作業進捗管理を委託しています。そのほかの映像演出、撮影、撮影機材等の手配、授業撮影、現場の制作進行、映像編集、作成素材をつなげて一本の授業動画に仕上げる作業、音声編集、音質、レベル調整、ノイズ除去、納品手配等をディレクションズに委託をしたという内容になってございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○副議長 岡田麻理 金子議員。

○八番 金子快之 御答弁いただきました。ただいま区長からWi・Fiについて、Wi・Fiのところですね、業者に対する指導、適切に指示した以外に旨いようがないということだったんですけれども、だったらしようがない。いつその指示を行ったのか、日付ぐらひは答えていただけますよね。いつ適切に指示したのか、日付を区長、お答えください。

また、一括再委託を行っていないという驚きの答弁が、私の話ちゃんと聞いてくださったのかなと思うんですけれども、国は半分以上、

外注先に出しているものを一括再委託というんです。今、教育長がおっしゃったオンライン・スタディ、これ、九割を丸投げしているんですね。九割を外へ出している。これ、一括再委託じゃないですか。これだけだあってあるでしょう。ほかにもいっぱいあると思うんですけれども、きちんと、後ろにいったばいいらっしゃる部長さんに聞いて答えてください。一括再委託、もっといっぱいあると思いますよ。

それから、教育長、今、真摯な御答弁いただいたと思います。もうやったことしようがない。口頭でという、やったということにしましょう。ただ、この業者さんが、長年、違法状態でやっていて、このまま続けるわけはもうないですよ。今まで違法業者と契約していました。きちんと届けしたので、これから改善します。今年度はしようがないとしても、来年度もこのFDSにこの委託続けるんですか。

こんな違法業者と、今まで、私は今まで知らなかった、まだ来年も続くということはないと思いますけれども、今後この業者との契約どうされるおつもりでしょうか。それについて御答弁をお願いいたします。

以上です。

○副議長 岡田麻理 長谷部区長。

○区長 長谷部 健 金子議員の再質問にお答えします。

指示をした日ということなんですけれども、その日までは、申し

訳ないですけれども、覚えていません。所管から、報告があったときに指示をそのまましました。多分ですけれども、二、三週間前とかそんな感じだとは思いますが、先週じゃないよね。そんな感じなんです、すみません。

○副議長 岡田麻理 長谷部区長、一括再委託について。

長谷部区長。

○区長 長谷部 健 失礼しました、答弁漏れということですね。一括の再委託については、先ほど答えたとおり、やっていないという認識です。

○副議長 岡田麻理 豊岡教育長。

○教育長 豊岡弘敏 再々質問にお答えをいたします。

業者に対して、今後、また契約をするのかというお尋ねだったかと思えます。この点に関しては、契約所管部局との確認によるものと考えております。答弁とさせていただきます。

○副議長 岡田麻理 金子議員。

○八番 金子快之 御答弁いただきましたけれども、私が真摯に質問したことに對して、全く答えていただけなかったなところがあるのは非常に残念であります。私は、長谷部区長に大変厳しい質問をさせていただいたのかもしれませんが、これは決して長谷部区長に何か変な気持ちがあるわけでなく、私、長谷部区長は非常に立派な区長さんだと思っております。今までの旧態依然とした仕事を漫然と続けるのではなく、常に新しいことにチャレンジしてい

らっしゃる。すばらしい政治家だと思う。また、官民連携って、この考え方って私、いいと思いますよ。

しかし、官民連携というのは、ややもすれば官民癒着と言われがちなんです。実際に渋谷区でそうなっていますよね。官民癒着、今のAdWi-Fi、このスクール問題についても、癒着の結果じゃないですか。ほかにもいっぱいあるんですよ。きちんと、厳しい指摘かもしれませんけれども、胸にとどめていただいて、今後の業務改善に生かしていただきたいということを求めて、私の質問とさせていただきます。ありがとうございます。

○副議長 岡田麻理 四番神苗麻智子議員。

○四番 神苗麻智子 シンヤを笑顔にする会の神苗麻智子です。

大きくニテーマで、子育て、教育について質問いたします。初めに、子育てに関して、産後ケアの拡充についてです。

令和二年第一回定例会で、とうきょうママパパ応援事業を生かした産後ケアの拡充について提案いたしました。期中スタートは厳しいということでしたが、十月十五日より、にこにこママ事業において、利用時間が大幅に拡充されたことに関しては高く評価いたします。

一方で、複数の多胎児世帯から、「一人の子どもをシッター一人で見ると」という条件に対して緩和を求められています。渋谷区においては、狭小住宅が多い中、シッターが二名、三名と、自宅に来られると、このコロナ禍で密な状態になる。複数名頼むことで、民間

モバイル回線料金比較

いいね! 0

ホーム > プロバイダ > モバイル回線料金比較

回線事業者	<input type="checkbox"/> UQ WIMAX <input type="checkbox"/> docomo <input type="checkbox"/> SoftBank <input checked="" type="checkbox"/> ギガ放題	端末タイプ	<input type="checkbox"/> 持ち運び <input type="checkbox"/> 据え置き
契約期間	指定なし <input checked="" type="checkbox"/>	特徴	<input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> 法人申込
セット割引	<input type="checkbox"/> auスマホ <input type="checkbox"/> ソフトバンクスマホ		

フレッツ光は に変わってよりお得に!

オプション不要 最大 **77,750円** キャッシュバック [詳細を見る](#)

1年間ご利用の場合      2年間      3年間

利用年数と契約期間について

↓ 実質費用が安い順   毎月の支払い料金が安い順   人気順

順位	初年度の実質費用	毎月の支払い料金	主な特典	人気	機器	プロバイダ/回線	詳細	比較
1位	<b>699円/月</b>	平均3,824円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金37,500円バック</li> <li>auスマホとセットならさらに割引</li> </ul>	人気19位			<input checked="" type="checkbox"/> クレカ払い可 <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替不可 <input checked="" type="checkbox"/> 法人申込可	<input checked="" type="checkbox"/>
	なびごんがに安い?	GMOとくとくBB WIMAX2+ (通常プラン) 3年 [WIMAX HOME 02]	下り最大 <b>440Mbps</b> 3年 月間データ量7GB ※3日間で10GB以上利用時、通信制限あり・LTEオプション無料					
1位	<b>699円/月</b>	平均3,824円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金37,500円バック</li> <li>auスマホとセットならさらに割引</li> </ul>	人気15位			<input checked="" type="checkbox"/> クレカ払い可 <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替不可 <input checked="" type="checkbox"/> 法人申込可	<input checked="" type="checkbox"/>
		GMOとくとくBB WIMAX2+ (通常プラン) 3年 [Speed WI-FI HOME L02]	下り最大 <b>558Mbps</b> 3年 月間データ量7GB ※3日間で10GB以上利用時、通信制限あり   LTEオプション無料					
3位	<b>701円/月</b>	平均3,701円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金36,000円バック</li> <li>ソフトバンクスマホとセットならさらに割引</li> </ul>				<input checked="" type="checkbox"/> クレカ払い可 <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替不可 <input checked="" type="checkbox"/> 法人申込不可	<input checked="" type="checkbox"/>
		モバイルコAir [Airターミナル 4]	下り最大 <b>481Mbps</b> 2年      月間データ量制限なし					
4位	<b>1,144円/月</b>	平均4,627円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金41,800円バック</li> </ul>	人気14位			<input checked="" type="checkbox"/> クレカ払い可 <input checked="" type="checkbox"/> 口座振替不可 <input checked="" type="checkbox"/> 法人申込不可	<input type="checkbox"/>
		MANOMA シンプルプラン [nuroモバイル Home Wi-Fi(N)セット]	月間データ量制限なし、※3日間で10GB以上利用時、通信制限あり					

順位	初年度の実質費用	毎月の支払い料金	主な特典	人気	機種	プロバイダ/回線	詳細	比較
5位	1,238円/月 <u>内訳</u>	平均4,363円/月 <u>内訳</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金37,500円バック</li> <li>auスマホとセットならさらに割引</li> </ul>	人気6位			<ul style="list-style-type: none"> <li>GMOとくとくBB WIMAX2+ (ギガ放題プラン) 3年 [WIMAX HOME 02]</li> <li>下り最大 440Mbps 3年</li> <li>WIMAX 2+ 月間データ量制限なし ※3日間で10GB以上利用時、通信制限あり</li> <li>LTEオプション無料</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
5位	1,238円/月 <u>内訳</u>	平均4,363円/月 <u>内訳</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金37,500円バック</li> <li>auスマホとセットならさらに割引</li> </ul>	人気4位			<ul style="list-style-type: none"> <li>GMOとくとくBB WIMAX2+ (ギガ放題プラン) 3年 [Speed Wi-Fi HOME L02]</li> <li>下り最大 558Mbps 3年</li> <li>WIMAX 2+ 月間データ量制限なし ※3日間で10GB以上利用時、通信制限あり</li> <li>LTEオプション無料</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
7位	1,490円/月 <u>内訳</u>	平均3,824円/月 <u>内訳</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金28,000円バック</li> <li>auスマホとセットならさらに割引</li> </ul>	人気13位			<ul style="list-style-type: none"> <li>GMOとくとくBB WIMAX2+ (通常プラン) 3年 [Speed Wi-Fi NEXT W06]</li> <li>下り最大 558Mbps 3年</li> <li>月間データ量7GB ※3日間で10GB以上利用時、通信制限あり</li> <li>LTEオプション無料</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
7位	1,490円/月 <u>内訳</u>	平均3,824円/月 <u>内訳</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金28,000円バック</li> <li>auスマホとセットならさらに割引</li> </ul>	人気17位			<ul style="list-style-type: none"> <li>GMOとくとくBB WIMAX2+ (通常プラン) 3年 [Speed Wi-Fi NEXT WX06]</li> <li>下り最大 440Mbps 3年</li> <li>月間データ量7GB ※3日間で10GB以上利用時、通信制限あり</li> <li>LTEオプション無料</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
9位	1,782円/月 <u>内訳</u>	平均3,824円/月 <u>内訳</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金24,500円バック</li> <li>auスマホとセットならさらに割引</li> </ul>	人気23位			<ul style="list-style-type: none"> <li>GMOとくとくBB WIMAX2+ (通常プラン) 3年 [Speed Wi-Fi NEXT WX06クレードルセット]</li> <li>下り最大 440Mbps 3年</li> <li>月間データ量7GB ※3日間で10GB以上利用時、通信制限あり</li> <li>LTEオプション無料</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
10位	1,941円/月 <u>内訳</u>	平均2,483円/月 <u>内訳</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金6,500円バック</li> </ul>	人気5位			<ul style="list-style-type: none"> <li>nuroモバイルデータプラン (Mプラン) [FS030Wセット]</li> <li>月間データ量7GB ※3日間で規定値以上利用時、通信制限あり</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
11位	2,029円/月 <u>内訳</u>	平均4,363円/月 <u>内訳</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金28,000円バック</li> <li>auスマホとセットならさらに割引</li> </ul>				<ul style="list-style-type: none"> <li>GMOとくとくBB WIMAX2+ (ギガ放題プラン) 3年 [Speed Wi-Fi NEXT W06]</li> <li>下り最大 558Mbps 3年</li> <li>WIMAX 2+ 月間データ量制限なし ※3日間で10GB以上利用時、通信制限あり</li> <li>LTEオプション無料</li> </ul>	<input type="checkbox"/>
11位	2,029円/月 <u>内訳</u>	平均4,363円/月 <u>内訳</u>	<ul style="list-style-type: none"> <li>現金28,000円バック</li> <li>auスマホとセットならさらに割引</li> </ul>	人気7位			<ul style="list-style-type: none"> <li>GMOとくとくBB WIMAX2+ (ギガ放題プラン) 3年</li> </ul>	<input type="checkbox"/>

順位	初年度の実質費用	毎月の支払い料金	主な特典	人気	機種	プロバイダ/回線	詳細	比較
			GMOとくとくBB WIMAX2+ (ギガ放題プラン) 3年 [Speed Wi-Fi NEXT WX06] 下り最大 440Mbps 3年 WIMAX 2+ 月間データ量制限なし ※3日間10GB以上利用時、通信制限あり			UQ WIMAX	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
13位	2,257円/月	内訳	現金13,600円バック	人気 23位		UQ WIMAX	hi-ho モバイルコース-WIMAX2+ 7GB 36 [Speed Wi-Fi NEXT W06] 下り最大 558Mbps 3年 月間データ量7GB ※3日間10GB以上利用時、通信制限あり	<input type="checkbox"/>
13位	2,257円/月	内訳	現金13,600円バック	人気 25位		UQ WIMAX	hi-ho モバイルコース-WIMAX2+ 7GB 36 [Speed Wi-Fi NEXT WX06] 下り最大 440Mbps 3年 月間データ量7GB ※3日間10GB以上利用時、通信制限あり	<input type="checkbox"/>
13位	2,257円/月	内訳	現金13,600円バック	人気 26位		UQ WIMAX	hi-ho モバイルコース-WIMAX2+ 7GB 36 [WIMAX HOME 02] 下り最大 440Mbps 3年 月間データ量7GB ※3日間10GB以上利用時、通信制限あり	<input type="checkbox"/>
16位	2,321円/月	内訳	現金24,500円バック auスマホとセットならさらに割引	人気 12位		UQ WIMAX	GMOとくとくBB WIMAX2+ (ギガ放題プラン) 3年 [Speed Wi-Fi NEXT WX06クレードルセット] 下り最大 440Mbps 3年 WIMAX 2+ 月間データ量制限なし ※3日間10GB以上利用時、通信制限あり	<input type="checkbox"/>
17位	2,627円/月	内訳	現金18,400円バック	人気 27位		UQ WIMAX	hi-ho モバイルコース-WIMAX2+ ギガ放題36 [Speed Wi-Fi NEXT WX06] 下り最大 440Mbps 3年 WIMAX 2+ 月間データ量制限なし ※3日間10GB以上利用時、通信制限あり	<input type="checkbox"/>
17位	2,627円/月	内訳	現金18,400円バック	人気 21位		UQ WIMAX	hi-ho モバイルコース-WIMAX2+ ギガ放題36 [Speed Wi-Fi NEXT W06] 下り最大 558Mbps 3年 WIMAX 2+ 月間データ量制限なし ※3日間10GB以上利用時、通信制限あり	<input type="checkbox"/>
17位	2,627円/月	内訳	現金18,400円バック	人気 22位		UQ WIMAX	hi-ho モバイルコース-WIMAX2+ ギガ放題36 [WIMAX HOME 02] 下り最大 440Mbps 3年 WIMAX 2+ 月間データ量制限なし ※3日間10GB以上利用時、通信制限あり	<input type="checkbox"/>
20位	3,511円/月	内訳	auスマホとセットならさらに割引	人気 8位		UQ WIMAX	hi-ho モバイルコース-WIMAX2+ ギガ放題36 [Speed Wi-Fi NEXT WX06] 下り最大 440Mbps 3年 WIMAX 2+ 月間データ量制限なし ※3日間10GB以上利用時、通信制限あり	<input type="checkbox"/>

順位	初年度の実質費用	毎月の支払い料金	主な特典	人気	機器	プロバイダ/回線	詳細	比較
			みんなのらくらくWi-Fi 3年放題システム+LTE3年 【Speed Wi-Fi NEXT WX06】		クレカ払い可	1回線契約不可	法人申し込み	
		とり最大 440Mbps	3年					
			WIMAX 2+ 月間データ容量無制限 ※3日間で10GB以上利用時、通信制限あり				LTEオプション無料	

1 2 次の20件 表示件数: 20件

※一括して利用し大きく期間の料金を先払いしているため、途中解約時の違約金などは含まれておりません。  
表示の回線速度は、送信時の技術標準上の最大値であり、実際の回線速度を意味するものではありません。ご利用開始後通信により個人通信状況は異なる場合があります。  
「マンション・光ファイバー」で表示されるプランの中で、世帯数により料金が変動するプランも同一の料金体系で多く16件以上の契約が見られる契約の料金を掲載しております。  
掲載の価格及び料金については、2020年12月現在の最新データを掲載しております。

旅行

出張

帰省

入院

短期間の利用なら「レンタル」という手段も!

Wi-Fiルーターレンタルサービス比較

価格.com

> 詳細を見る

[月の実質費用がこんなに安いのはなぜですか？](#)

[価格.comより割引やキャッシュバックの大きいキャンペーンを見つけたのですが？](#)

[価格.com経由だと、プロバイダ公式サイトから申し込むよりお得になるのはなぜですか？](#)

[申し込みから開通までにどれくらいかかりますか？](#)

[なぜ高額な割引ができるのですか？](#)

[プロバイダによって料金に大きな差があるのはなぜですか？](#)

## お問い合わせ

### プロバイダ相談窓口

0120-701-153

受付時間 10:00~21:00 (通話無料)

受付時間外はこちら

### すでにお申し込みをされた方

- ※ 携帯端末・スマートフォンからの契約は利用できません。
- ※ 本サービスはWEB予約サービスは、取り扱いが限定されています。
- ※ 受付時間外はWEB予約サービスはご利用できません。
- ※ **利用規約**はご契約の際にご確認ください。

よくある質問

本サービスの利用にあたっては**利用規約**をご確認ください。  
掲載価格には、お申し込みの際の事業者が提供するPR情報が含まれています。特定の記載がない限りは、税は価格を明記していません。  
各種割引や特典は事業者より提供されます。お申し込みの際は事業者による注意事項や規約等をよくご確認の上お申し込みください。  
実質費用とは、利用回数時点での対価(料金+初期費用)を、基本料金などの総額から、割引・特典を差し引いたご申込みの料金目安です。1ヶ月毎に支払う料金(税込)と、1ヶ月あたりで支払う料金(税込)とを比較していただくことが、本サービスで利用する際の料金目安としてお役に立てます。途中解約時の違約金についてはお取り扱いが異なります。

[このページの先頭へ](#)

【モバイルWi-Fiルーター関連特集】 モバイルデータ通信 | モバイルWi-Fi | ギガ放題特集 | WIMAX(ワイマックス)料金比較 | モバイルWi-Fi料金比較 |

【インターネット接続】 光ファイバー | 戸建て | 光ファイバー・マンション | モバイル |

プロバイダ選びなら価格.com

Copyright © Kaku.com, Inc. All Rights Reserved. 価格.com株式会社

別記様式（第31条関係）回覧用紙その1（表）

特別取扱	文書分類	所 属	事 業	附 冊
	文書記号	年 月 日 決 収・発 第 号		
	文書番号	年 月 日 第 号		
	保存年限	第 種 年 まで		
宛先		発信者		起 案 30年10月 9日
				決 裁 30年10月 9日
				公 印 30年10月 9日
				施 行 30年10月 9日
決裁権者	甲	乙	丙	文書審査
	教育長			
	庶務課長	庶務係長	文書主任	文書取扱主任
				起 案 者 名
				教育振興部 庶務課庶務係 前沢 慶介 内 線 (2818)
件 名				
小中学校における渋谷アドWi-Fiサービスの提供に関する契約について				
上記について <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">裏面</span> のとおり締結				
してよろしいか、伺います。				
教育振興部長		庶務課長		庶務係長
				
総務部長		契約課長		契約係長
				
PTA (H28) 同様に訂				

別記様式（第31条関係）回覧用紙その1（裏）

標記の件について、全小中学校（小学校18校、中学校7校）にWi-Fi機器を設置するために、「渋谷アドWi-Fiサービスの提供に関する契約」を一般社団法人渋谷未来デザインと各課契約により締結する。

記

1 契約内容

(1) Wi-Fi設置校

小学校：全18校 中学校：全7校

※渋谷本町学園は小学校として扱う。

(2) 設置個数 各校1個

(3) 月額料金 4,000円/1校（税抜）

(4) 契約期間 平成30年11月1日～平成31年3月31日

2 契約金額

(1) 小学校 388,800円

月額4,000円×18校×5ヶ月（11月～3月）×1.08（消費税）

(2) 中学校 151,200円

月額4,000円×7校×5ヶ月（11月～3月）×1.08（消費税）

3 一般社団法人渋谷未来デザインと本契約を締結する理由

(1) Wi-Fi接続時に広告情報が表示されることによって、渋谷未来デザインの広告収益が見込まれることから、本来月額5,800円を4,000円に抑えることができるため。

(2) 災害時には渋谷区災害ポータルサイトに優先的に接続されるので、災害時の情報提供手段として利用可能なため。

4 契約書（案）

(1) 小学校 別紙1のとおり

(2) 中学校 別紙2のとおり

(1)、(2)を各2通作成し、渋谷区及び一般社団法人渋谷未来デザインで各1通保管する。

10

20

30

渋谷アドワイザーサービスの提供に関する契約書

渋谷区（以下「甲」という。）と一般社団法人渋谷未来デザイン（以下「乙」という。）は、乙が、渋谷アドワイザーサービス（以下「本サービス」という。）を提供することについて、次のとおり合意したので本契約を締結する。

（目的）

第1条 本契約は、乙が別記1に記載の場所において、本サービスを甲に提供するための条件を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第2条 本契約は、本サービスの提供に別途して乙が設置する設備、機器等（以下「本設備」という。）とする。

（乙の義務）

第3条 乙の義務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本設備の維持管理
- (2) 本サービスの提供
- (3) 本サービスに係る監督官庁への届出、報告等の対応
- (4) 本サービスの提供により取扱う個人情報の管理

（設備の回合わせの受付）

第4条 本設備の回合わせの受付は、別記2に定めるとおりとする。

（利用料金請求）

第5条 本サービスの提供にかかる利用料金は、月額72,000円（消費税相当額を除く。）とし、乙は、甲による本サービス利用開始後、本サービスの契約期間の利用料金を、甲に請求するものとする。

（本サービス提供の一時的な中断）

第6条 乙は、運用上又は技術上の理由により本サービス提供の一時的な中断が必要と判断した場合には、本サービス提供を中断することができる。

（本サービスの廃止）

第7条 乙は、甲に対し1か月前までに書面による通知をすることにより、本サービスの提供を廃止することができる。

（損害賠償）

第8条 甲及び乙は、本契約の規定に違反したことにより相手方に損害を与えた場合、本契約の解除の有無にかかわらず、相手方に生じた損害を賠償するものとする。

（契約期間）

第9条 本契約の有効期間は、平成30年1月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、本契約の期間満了日の1か月前までに本契約を更新しない旨を相手方に対し書面により通知をした場合を除き、本契約は自動的に更新され、契約期間満了日の翌日から1年間継続するものとし、以後も同様とする。

（期間内の解約）

第10条 甲又は乙は、解約日の3か月前までに相手方に対し書面により通知し、甲及び乙が合意した場合、契約期間中でも本契約を解約することができる。

（保証事項）

第11条 乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを保証する。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号）、暴力団員でなくなった時から5年経過後に在り、もしくはこれらに加担する者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団等」という。）であること。
- (2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
- (3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
- (4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
- (5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

（契約の解除）

第12条 甲及び乙が次の各号に該当する場合は、相手方当事者は、何らの通知催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

- (1) 支払停止又は支払不能となったとき。
- (2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき。
- (3) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき。
- (4) 破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき。
- (5) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
- (6) 本契約の条項の一に違反し、当該違反に関する相手方からの催告による催告を受けた後80日以内にこれを是正しないとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何等の催告なしに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 暴力団等に該当すること、暴力団等に支配されていること又は暴力団等との関係を有していることが判明したとき。
- (2) 甲に対して次のアからエまでに掲げるいずれかの行為をしたとき（乙の役員、乙の従業員又は乙の委託を受けた者による場合を含む。）。
- ア 虚偽の事実を告げる行為
- イ 粗野若しくは乱暴な言動を用い、又は迷惑を覚えさせるような方法で訪問し、若しくは電話をかける行為
- ウ 暴行又は脅迫にわたる行為その他の違法な行為
- エ 金銭の支払い、債務の免除、契約の締結、便宜の供与その他の甲による給付で甲が法律上の義務を負わないものを、甲の意思に反して求める行為

3 乙は、甲が乙に対して次の各号のいずれかの行為をしたとき（甲の役員、甲の従業員又は甲の委託を受けた者による場合を含む。）は、何等の催告なしに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 虚偽の事実を告げる行為
- (2) 粗野若しくは乱暴な言動を用い、又は迷惑を覚えさせるような方法で訪問し、若しくは電話をかける行為
- (3) 暴行又は脅迫にわたる行為その他の違法な行為
- (4) 金銭の支払い、債務の免除、契約の締結、便宜の供与その他の甲による給付で甲が法律上の義務を負わないものを、乙の意思に反して求める行為

（秘密保持）

第13条 甲及び乙は、本契約の履行に関して相手方から秘密であると明確に指定されたものを第三者に公表又は開示してはならず、本契約以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、法令に基づく開示請求があった場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、本契約が終了した後も存続する。

（プロモーション）

第14条 甲が本サービスのプロモーションを実施する場合は、事前にその内容について乙に照会し、承諾を得ることとする。

(増徴整理)

第15条 本契約に基づく料金計算にかかる計算結果に1円未満の端数が生じたときは、1円未満の額は切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第16条 乙は、甲の事前の書面による同意がある場合を除き、本契約に基づく一切の権利及び義務を第三者に譲渡し、担保の用に供し、又はその一切の処分をしてはならない。

(管轄裁判所)

第17条 本契約に係る訴訟については、訴訟に応じて被告の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(紛争の解決)

第18条 本契約に定めのない事項その他本契約の条項に関し疑義が生じたときは、甲乙協議の上円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成30年10月7日

(甲) 東京都渋谷区宇田川町1番1号  
渋谷区  
代表者 区長 長谷部 健



(乙) 東京都渋谷区神前6丁目30番3号  
一般社団法人渋谷未来デザイン  
代表理事 小泉 秀樹



【別記1】本サービスの提供場所

項番	拠点名	住所	AP数	月額料金
1	広尾中学校	東京都渋谷区東4-13-25	1	4,000円
2	神山中学校	東京都渋谷区鶯谷町9-1	1	4,000円
3	上原中学校	東京都渋谷区上原3-41-2	1	4,000円
4	代々木中学校	東京都渋谷区西原1-46-1	1	4,000円
5	原宿外苑中学校	東京都渋谷区神宮前1-24-6	1	4,000円
6	笹塚中学校	東京都渋谷区笹塚3-10-1	1	4,000円
7	松濤中学校	東京都渋谷区松濤1-20-4	1	4,000円
合計			7	28,000円

【別記2】設備の問い合わせ受付

乙は甲からの設備の問い合わせを、次の故障受付窓口にて受け付ける。

・故障受付窓口：ドコモおくダケWi-Fiサポートセンター

・連絡先：03-5114-9978

・受付対応時間：平日 9時30分から18時まで（年末年始を除く。）

故障受付窓口で対応できない問い合わせについては、次の受付窓口にて受け付ける。

・受付窓口：一般社団法人渋谷未来デザイン

・連絡先：03-6427-4394

・受付対応時間：平日 8時30分から17時15分まで（年末年始を除く。）



渋谷アドワイフサービスの提供に関する契約書

渋谷区（以下「甲」という。）と一般社団法人渋谷未来デザイン（以下「乙」という。）は、乙が、渋谷アドワイフサービス（以下「本サービス」という。）を提供することについて、次のとおり合意したので本契約を締結する。

(目的)
第1条 本契約は、乙が別記1に記載の場所において、本サービスを甲に提供するための条件を定めることを目的とする。

(用語の定義)
第2条 本設備は、本サービスの提供に関連して乙が設置する設備、機器等（以下「本設備」という。）とする。

(乙の業務)
第3条 乙の業務は、次の各号のとおりとする。

- (1) 本設備の維持管理
(2) 本サービスの提供
(3) 本サービスに係る監督官庁への届出、報告等の対応
(4) 本サービスの提供により取扱う個人情報の管理

(設備の面合わせの受付)
第4条 本設備の面合わせの受付は、別記2に定めるとおりとする。

(利用料金請求)
第5条 本サービスの提供にかかる利用料金は、月額28,000円（消費税相当額を除く。）とし、乙は、甲による本サービス利用開始後、本サービスの契約期間の利用料金を、甲に請求するものとする。

(本サービス提供の一時的な中断)
第6条 乙は、運用上又は技術上の理由により本サービス提供の一時的な中断が必要と判断した場合には、本サービス提供を中断することができる。

(本サービスの廃止)
第7条 乙は、甲に対し1か月前までに書面による通知をすることにより、本サービスの提供を廃止することができる。

(損害賠償)
第8条 甲及び乙は、本契約の規定に違反したことにより相手方に損害を与えた場合、本契約の解除の有無にかかわらず、相手方に生じた損害を賠償するものとする。

(契約期間)
第9条 本契約の有効期間は、平成30年11月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、本契約の期間満了日の1か月前までに本契約を更新しない旨を相手方に対し書面により通知をした場合を除き、本契約は自動的に更新され、契約期間満了日の翌日から1年間継続するものとし、以後も同様とする。

(期間内の解約)
第10条 甲又は乙は、解約日の3か月前までに相手方に対し書面により通知し、甲及び乙が合意した場合、契約期間中でも本契約を解約することができる。

(随時事項)
第11条 乙は、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、将来にわたって次の各号のいずれにも該当しないことを随時する。

- (1) 自ら又は自らの役員（取締役、執行役又は監査役）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 第2条第8号）、暴力団員でなくなった時から5年間を経過しない者、もしくはこれらに準ずる者、又は暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下、これらを個別に又は総称して「暴力団等」という。）であること。
(2) 自らの行う事業が、暴力団員等の支配を受けていると認められること。
(3) 自らの行う事業に関し、暴力団員等の威力を利用し、財産上の不当な利益を図る目的で暴力団員等を利用し又は、暴力団員等の威力を利用する目的で暴力団員等を従事させていると認められること。
(4) 自らが暴力団員等に対して資金を提供し、便宜を供与し、又は不当に優先的に扱うなどの関与をしていると認められること。
(5) 本契約の履行が、暴力団員等の活動を助長し、又は暴力団の運営に資するものであること。

(契約の解除)
第12条 甲及び乙が次の各号に該当する場合は、相手当事者は、何らの通知催告を要せず直ちに本契約の全部又は一部を解除できるものとする。

- (1) 支払停止又は支払不能となったとき。
(2) 手形又は小切手が不渡りとなったとき。
(3) 差押え、仮差押え若しくは仮処分があったとき又は競売の申立があったとき。
(4) 破産手続開始、会社更生手続開始又は民事再生手続開始の申立があったとき。
(5) 解散又は事業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき。
(6) 本契約の条項の一に違反し、当該違反に関する相手方からの書面による催告を受領した後30日以内にこれを是正しないとき。

2 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、何等の催告なしに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 暴力団等に該当すること、暴力団等に支配されていること又は暴力団等との関係を有していることが判明したとき。
(2) 甲に対して次のアからエまでに掲げるいずれかの行為をしたとき（乙の役員、乙の従業員又は乙の委託を受けた者による場合を含む。）
ア 虚偽の事実を告げる行為
イ 粗野若しくは乱暴な言動を用い、又は迷惑を覚えさせるような方法で訪問し、若しくは電話をかける行為
ウ 暴行又は脅迫にわたる行為その他の違法な行為
エ 金銭の支払い、債務の免除、契約の締結、便宜の供与その他の甲による給付で甲が法律上の義務を負わないものを、甲の意思に反して求める行為

3 乙は、甲が乙に対して次の各号のいずれかの行為をしたとき（甲の役員、甲の従業員又は甲の委託を受けた者による場合を含む。）は、何等の催告なしに本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 虚偽の事実を告げる行為
(2) 粗野若しくは乱暴な言動を用い、又は迷惑を覚えさせるような方法で訪問し、若しくは電話をかける行為
(3) 暴行又は脅迫にわたる行為その他の違法な行為
(4) 金銭の支払い、債務の免除、契約の締結、便宜の供与その他の甲による給付で甲が法律上の義務を負わないものを、乙の意思に反して求める行為

(秘密保持)
第13条 甲及び乙は、本契約の履行に関して相手方から秘密であると明確に指定されたものを第三者に公表又は漏洩してはならず、本契約以外の目的に使用してはならないものとする。ただし、法令に基づく開示請求があった場合は、この限りでない。
2 前項の規定は、本契約が終了した後も存続する。

(プロモーション)
第14条 甲が本サービスのプロモーションを実施する場合は、事前にその内容について乙に照会し、承諾を得ることとする。

(約款整理)

第15条 本契約に基づく料金計算にかかる計算結果に1円未満の端数が生じたときは、1円未満の額は切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡禁止)

第16条 乙は、甲の事前の書面による同意がある場合を除き、本契約に基づく一切の権利及び義務を第三者に譲渡し、担保の用に供し、又はその一切の処分をしてはならない。

(管轄裁判所)

第17条 本契約に係る訴訟については、訴訟に応じて被告の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって甲の専属的合意管轄裁判所とする。

(紛争の解決)

第18条 本契約に定めのない事項その他本契約の条項に關し異議が生じたときは、甲乙協議の上円満に解決を図るものとする。

本契約締結の証として本書を2通作成し、甲乙記名押印の上各1通を保有する。

平成30年10月9日

(甲) 東京都渋谷区宇田川町1番1号  
渋谷区  
代表者区長 長谷部 結



(乙) 東京都渋谷区神宮前6丁目30番3号  
一般社団法人渋谷未来デザイン  
代表理事 小泉 秀樹



【別記1】本サービスの提供場所

項番	拠点名	住所	AP数	月額料金	
1	神南小学校	東京都渋谷区宇田川町5-1	1	4,000円	
2	藤川小学校	東京都渋谷区広尾1-9-17	1	4,000円	
3	長谷戸小学校	東京都渋谷区恵比寿西1-23-1	1	4,000円	
4	広尾小学校	東京都渋谷区東3-3-3	1	4,000円	
5	誠来小学校	東京都渋谷区猿樂町12-35	1	4,000円	
6	加計塚小学校	東京都渋谷区恵比寿4-21-10	1	4,000円	
7	常盤松小学校	東京都渋谷区東1-7-10	1	4,000円	
8	浦代小学校	東京都渋谷区初台1-32-12	1	4,000円	
9	上原小学校	東京都渋谷区上原3-13-20	1	4,000円	
10	笹塚小学校	東京都渋谷区笹塚2-8-1	1	4,000円	
11	西原小学校	東京都渋谷区西原2-22-1	1	4,000円	
12	富谷小学校	東京都渋谷区上原1-46-4	1	4,000円	
13	中幡小学校	東京都渋谷区幡ヶ谷3-49-1	1	4,000円	
14	千駄谷小学校	東京都渋谷区千駄ヶ谷2-4-1	1	4,000円	
15	鳩森小学校	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-9-1	1	4,000円	
16	神宮前小学校	東京都渋谷区神宮前4-20-12	1	4,000円	
17	渋谷本町学園	東京都渋谷区本町4-3-1	1	4,000円	
18	代々木山谷小学校	東京都渋谷区代々木3-47-1	1	4,000円	
合計				18	72,000円

【別記2】設備の問合わせ受付

乙は甲からの設備の問合わせを、次の故障受付窓口にて受け付ける。

- ・故障受付窓口：ドコモおくダケWi-Fiサポートセンター
- ・連絡先：03-5114-9979
- ・受付対応時間：平日 9時30分から18時まで（年末年始を除く。）

故障受付窓口で対応できない問合わせについては、次の受付窓口にて受け付ける。

- ・受付窓口：一般社団法人渋谷未来デザイン
- ・連絡先：03-6427-4394
- ・受付対応時間：平日 8時30分から17時15分まで（年末年始を除く。）